

松茂町放課後児童クラブ指定管理者募集要項

令和 7年 7月

目 次

1	募集の目的	・・・ 2ページ
2	施設の概要	
3	管理の基準	
4	指定管理者が行う業務の範囲	・・・ 3ページ
5	組織及び人員配置	・・・ 4ページ
6	指定期間	
7	業務に必要な経費	
8	申請の資格等	・・・ 5ページ
9	申請方法等	
10	審査方法等	・・・ 7ページ
11	指定管理業務開始までのスケジュール予定	・・・ 8ページ
12	指定管理者と町のリスク分担	・・・ 9ページ
13	指定管理者の指定	
14	協定の締結	
15	管理運営状況の確認等	
16	業務の継続が困難となった場合の措置	
17	問い合わせ先及び申請書提出先	・・・ 10ページ
【 様式第1号、別添1～7 】		

1 募集の目的

松茂町放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）の管理について、運営業務を効果的かつ効率的に行うこと等住民サービスの向上を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、松茂町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年松茂町条例第 8 号）及び松茂町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例（平成 31 年松茂町条例第 11 号）（以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、次のとおり指定管理者の募集を行うものとします。

なお、本業務に係る消費税及び地方消費税は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条第 1 項及び別表第 2 第 7 号に該当するため、非課税として取り扱うものとします。

2 施設の概要

(1) 名称及び所在地 町内の放課後児童クラブ 3 施設

名称	所在地
松茂町東部児童クラブ	松茂町笹木野字八北開拓 224 番地
松茂町松茂児童クラブ	松茂町笹木野字山上 77 番地 1
松茂町喜来児童クラブ	松茂町中喜来字前原西一番越 7 番地

(2) 施設の設置目的

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項及び第 34 条の 8 の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童（これに準ずる児童含む。）に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を実施するために、クラブを設置しています。

(3) 各クラブ施設の概要

各クラブ施設の概要は、「松茂町放課後児童クラブ運営管理仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

3 管理の基準

(1) 基本的な考え方

クラブの運営管理については、施設の設置目的を十分理解し、関係法令等を遵守するものとします。また、利用者の平等な利用を確保し、利用者のニーズに応じたサービスの提供に努めるため、一括管理による効率的な運営を行うこととします。

(2) 業務の再委託

業務の全部又は主要な部分を委託し、請け負わせてはなりません。ただし、業務の一部を再委託する場合は、事前に町と協議の上、承認を受けたものに限り認めるものとし、そ

の範囲は次に掲げるものとします。なお、委託にあたっては、町内事業者の活用に配慮するとともに、再委託先が事業運営、職員雇用等に係る関係法令に抵触しないことを確認の上、選定するものとします。

- ① 施設、付属設備及び備品等の保守、点検及び検査業務
- ② 清掃及び警備業務
- ③ その他、町長が特に必要と認めた業務

(3) 関係法令等の遵守

地方自治法、児童福祉法など仕様書に示す関係法令を遵守し、事業の運営を行うこととします。

(4) 文書の管理・保存

業務を行うにあたり作成又は取得した文書等は、適正に管理・保存をしてください。
なお、指定期間終了時に、町の指示に従って文書の引継ぎを行うものとします。

(5) 守秘義務

指定管理者及びその職員は、指定管理業務の遂行にあたり、業務上知り得た情報を第三者への漏洩や、他の目的に使用することを禁じます。また、指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、その職務を退いた後も同様とします。

(6) 個人情報の保護

業務上知り得た個人情報等については、松茂町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第13条（秘密保持義務）の規定に基づき、適切に保護されるよう必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、及び松茂町個人情報保護法施行条例（令和5年条例第2号）を遵守し、職員に徹底することとします。

(7) 情報公開

松茂町情報公開条例（平成12年松茂町条例第44号）に基づき町に情報公開請求があった場合、指定管理者が業務において作成又は取得した文書等で、指定管理者が保有しているものについては、町の請求に応じて提出しなければなりません。

(8) 環境への配慮

指定管理者は、松茂町環境基本条例（平成14年条例第13号）及び松茂町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和55年条例第2号）に基づき、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出削減に努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、リサイクルの推進や適正処理及び環境負荷の低減に配慮した物品等の調達に努めることとします。

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) クラブの運営に関する業務

- ①放課後児童健全育成事業の実施に関する業務
 - ②指定事業の実施
 - ③自主事業の実施
 - (2) クラブ施設、設備及び備品等の維持管理に関する業務
 - (3) その他の業務
- ※以上詳細については、仕様書を参照してください。

5 組織及び人員配置

組織及び人員配置は、仕様書を参照してください。

なお、現在松茂町放課後児童クラブの職員として勤務し、今後も継続して勤務を希望する者については、安定・継続的な運営のため、引き続き雇用を継続するように努めてください。

また、新たに職員を雇用する場合は、可能な限り町内在住者からの雇用に努めてください。

6 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

指定管理期間内であっても、関係法令や仕様書に基づいて管理運営を継続することが適当でないと町長が認めるときは、その指定を取り消すことがあります。この場合、指定管理者の損害に対して町は賠償を行いません。また、取消しに伴う町の損害について、指定管理者に損害賠償を請求することがあります。

7 業務に必要な経費

(1)指定管理料

町は、指定管理者の業務に必要な経費として、各年度の予算の範囲内において、指定管理者に指定管理料を支払います。

指定管理料については、指定管理申請者が応募に際し収支計算書に記載した金額を基本として、町と指定管理者が締結する協定書により決定します。

申請者は、収支計画書を作成するにあたり、松茂町放課後児童クラブ指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）及び仕様書（別添資料含む。）を参照してください。

(2)利用料金

利用者が納付する施設の利用料金は、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づき、指定管理者の収入とします。利用者が納付する施設の利用料金は指定管理者の収入となり、指定管理者の業務に必要な経費に充てることになります。

(3)利用料金の減免

町が規定に基づき利用料金の減免を行った場合、町は、その減免によって生じた利用料金の減収額分を指定管理料とは別に支払うものとします。

(4)保険の加入

指定管理者は、利用者の万一の傷害や施設管理上の瑕疵による事故等に対応するため、「傷害保険」に加入し、被害者に対する迅速な対応を行うものとします。

8 申請の資格等

(1)申請資格

以下の条件を全て満たす法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）が、選定の対象となります。（個人による応募は不可）

- ① 放課後児童クラブの設置目的を十分に理解し、指定期間中、安全かつ円滑にクラブを管理運営できる法人等で、四国内に事業の活動拠点（本店・支店・営業所等）があること。また、同種業務又は類似業務の運営管理実績があること。

※同種業務又は類似業務とは放課後児童健全育成事業、保育所、認定子ども園、幼稚園、児童厚生施設（児童館等）障害児入所施設、児童発達支援センターなどです。

- ② 法人等が地方自治法施行令第167条の4の規定により、本町の一般競争入札の参加を制限されていないこと。
- ③ 法人等が地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定の取消しを受けたことがないこと。
- ④ 法人等が破産、会社更生、民事再生等に関する法律の手續について、申立てがなされていないこと。
- ⑤ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑥ 法人等及びその役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団をいう。）と関係のないこと。
- ⑦ 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済であること。）。
- ⑧ その他

本業務の選定に関与する委員等に対し、応募についての接触を禁じます。なお、接触の事実が認められた場合は、失格になることがあります。

(2)失格事項

次の要件に該当する法人等は、選定審査の対象から除外します。

- ① 応募書類に虚偽の内容を記載した場合。
- ② 要項に違反又は著しく逸脱した場合。
- ③ 受付期間内に提出書類等が提出されなかった場合。
- ④ 審査の結果、提案された内容が本町の求める水準を満たさないと認められる場合。
- ⑤ その他、不正行為があった場合。

9 申請方法等

(1)募集要項の公表及び配付期間

募集要項は、令和7年7月1日（火）から、町のホームページにて公表します。

なお、同資料は福祉課窓口においても配付を行います。（土日及び祝日は除く。）

※業務説明会の開催予定はありません。

※下記の日程で施設見学会を行います。参加希望の方は施設見学会参加申込書（別添7）によりお申し込みください。

見学会日時 令和7年7月23日（水） 9時30分から

集合場所 喜来児童クラブ（松茂町中喜来）

※町内3施設を見学します。

参加申込締切 令和7年7月16日（水）

(2)質問事項の受付等

①質問事項の受付期間

令和7年7月1日（火）から同年7月28日（月）午後5時まで

※以降の質問事項については一切受付することができません。

②質問事項の受付方法

質問書（別添6）に必要事項を記入の上、電子メールにより、松茂町福祉課（fukushi@matsushige.i-tokushima.jp）宛てに提出してください。

③回答方法

質問内容とその回答については、随時町ホームページにて公開します。

(3)申請書類の提出

①受付期間

令和7年8月4日（月）から同年9月1日（月）まで

※以降の申請については一切受付することができません。

②受付時間

午前9時から午後5時まで

③受付場所

松茂町役場 福祉課窓口

④提出書類

松茂町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条及び松茂町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第4条の規定に基づき、以下の書類を提出してください。

ア 指定申請書（様式第1号）

イ 申立書（別添1）

ウ 〈法人の場合〉 登記事項証明書（申請日3ヶ月以内に取得したもの）

〈法人以外の場合〉 団体の代表者の身分証明書

エ 法人等の定款、寄付行為、規約その他これらに相当する書類

オ 〈法人の場合〉 国税（法人税並びに消費税及び地方消費税）及び地方税（都道府県民税（法人事業税及び法人都道府県民税）、町民税（法人町民税及び法人固定資産税））の納税証明書。納税義務がない場合はその理由を記載した申立書（直近年度分）

〈法人以外の場合〉 当該団体の代表者の所得税及び町民税並びに固定資産税の

納税証明書。納税義務がない場合はその理由を記載した申立書（直近年度分）

力 管理を行う公の施設の事業計画書（別添２）

- ・施設の管理運営に係る基本方針等
- ・業務の具体的実施内容
- ・管理運営体制及び人員体制等

キ 管理に係る収支計画書（別添３、別添３の１）

- ・指定期間内の年度毎の収支予算

ク 法人又は団体の概要（法人等の組織図や設立趣旨、業務内容等が分かる書類やパンフレットなど）

ケ 法人等の決算報告書又は決算見込書（令和６年度以前３ヶ年分）

- ・現事業年度の収支予算書及び事業計画書

コ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載された書類又はこれに相当する書類

サ 同種業務又は類似業務の運営管理の実績（別添４）

⑤提出部数

正本１部、副本１部を提出してください。

提出資料は原則、縦Ａ４サイズとします。なお、町が必要と認める場合は、追加資料を求めることがあります。

⑥留意事項

- ・提出された申請書類の返却は行いません。
- ・申請及び審査に際して申請者に係る費用については、すべて申請者の負担とします。
- ・提出した書類の記入内容の変更は、原則認めません。
- ・申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ・申請書提出後、応募を辞退する場合は、辞退届（別添５）を提出してください。

１０ 審査方法等

(1)審査方法

指定管理者の選定は、松茂町指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、書類審査及び面接（プレゼンテーション）により選定します。

(2)選定基準

審査における各委員の採点を集計した結果、最も得点の高い応募者について、選定委員会において協議した上で指定管理候補者として選定します。なお、応募者が一者のみであっても、選定委員会の求める水準に満たない場合は、選定せず再度公募を行います。

選定基準項目は次のとおりです。

選定基準項目		配点
施設管理の基本方針及び市民の平等な利用の確保 (10)	施設の管理運営に対する基本方針	5
	市民の平等な利用等の確保	5
事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであるか (40)	施設の現状分析と改善策	5
	学校、家庭、地域との連携について	5
	指定事業・自主事業の提案	30
収支計画書は妥当なものであるか (30)	収入の計画が適正であるか	15
	支出の計画が適正であるか	15
事業計画に沿った管理を安定して行う人的・物的能力があるか (90)	経営状況は健全であるか	20
	管理運営体制及び人員体制について	30
	職員の研修方針	20
	放課後児童クラブや類似施設の事業実績	20
施設管理全般について (30)	情報公開、個人情報保護対策	10
	苦情や要望等への対応	10
	防災・防犯等危機管理についての取組、考え方	10
合計		200

(3)選定結果の通知・公表

選定結果は、文書にて審査対象となった全応募者へ通知するとともに、町ホームページに掲載します。なお、審査結果の経緯及び審査内容に関する問い合わせには、一切応じません。

1 1 指定管理業務開始までのスケジュール予定

令和7年	
7月1日(火)	募集要項の公開
7月1日(火)～7月28日(月)	質問事項の受付期間
7月23日(水)	施設見学会
8月1日(金)	質問事項に対する回答(最終)
8月4日(月)～9月1日(月)	申請書の提出期間
9月	審査会への案内通知
10月	審査会の開催(プレゼンテーション、質疑)
11月	選定結果通知・公表
11月	仮協定締結
12月	議会における議決
12月	指定管理者の指定の告示
12月	本協定の締結
令和8年	
4月1日(水)	指定管理者による運営管理の開始

1 2 指定管理者と町のリスク分担

指定管理者と町のリスクの分担は、仕様書を参照してください。

1 3 指定管理者の指定

指定管理者は、松茂町議会（以下「議会」という。）の議決を経て指定管理者に指定します。議会の議決を得られない場合は指定されません。指定管理者の指定に関する議会の議決が得られないことにより、指定管理者の候補者に損害が生じて、町はその損害を負担しません。

1 4 協定の締結

本業務の実施に際し、指定期間中の基本的な事項について定める「基本協定書」と年度ごとの事業実施に係る事項を定める「年度協定書」を取り交わすものとします。なお、協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合、町と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

また、指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取消し、協定を締結しないことがあります。

- ① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- ② 財務状況の悪化等により、指定管理業務の履行が確実にないと認められるとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

1 5 管理運営状況の確認等

(1) 町による事業評価の実施

町は、指定管理者の業務の遂行状況や実績等を確認するため、提出された事業計画書、事業報告書（月次、年次含む）、利用者からの苦情・意見の内容及び事故・災害報告等を基に、指定管理業務の評価を行い、必要な指示をするものとします。なお、指定管理者がその指示に従わない場合は、指定の取消し、又は期間を定めて指定管理業務の一部又は全部の停止を命じることができるものとします。また、その場合指定管理者に損害が生じて、町はその賠償の責めを負いませんが、町に生じた損害については、指定管理者が賠償するものとします。

(2) 町の監査委員による監査

町長又は監査委員等が必要があると認める場合、指定管理者に対して帳簿書類その他の記録の提出を求める場合があります。

1 6 業務の継続が困難となった場合の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合、又はその恐れが生じた場合は、速やかに町に報告しなければなりません。その場合の措置については、次のとおりです。

(1) 指定管理者の責に帰すべき理由による場合

指定管理者の責に帰すべき理由により事業の継続が困難となった場合、町は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができるものとします。この場合、指定管理者がその期間内に改善することができなかったときは、町は指定管理者の取消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じることができるものとします。なお、その場合指定管理者に損害が生じても、町はその賠償の責めは負いませんが、町に生じた損害については、指定管理者が賠償するものとします。

(2)その他の理由により事業の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等で事業の継続が困難となった場合は、町及び指定管理者は業務継続の可否について協議するものとします。この場合において、一定期間に協議が整わない場合、町又は指定管理者は協定を解除できるものとします。また、次期指定管理者が円滑で支障のない施設の管理運営を遂行できるように引き継ぎを行うものとします。

17 問い合わせ先及び申請書提出先

松茂町役場 福祉課

〒771-0295 板野郡松茂町広島字東裏30番地

電話 088-699-8713 ファクス 088-699-2141

E-mail fukushi@matsushige.i-tokushima.jp

指 定 申 請 書

年 月 日

松 茂 町 長 殿

法人・団体名
法人・団体住所
代 表 者

松茂町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により、次の公の施設の指定管理者として指定を受けたいので別添書類を添えて申請します。

1 施設の名称及び所在地

施設の名称	施設の所在地
東部児童クラブ	松茂町笹木野字八北開拓224番地
松茂児童クラブ	松茂町笹木野字山上77番地1
喜来児童クラブ	松茂町中喜来字前原西一番越7番地

2 添付書類

- ☐ (1) 法人登記簿の謄本(法人の場合)
- ☐ (2) 団体の定款、寄付行為、規約その他これに相当する書類
- ☐ (3) 団体の代表者の身分証明書(法人以外の場合)
- ☐ (4) 国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書(別添1)
- ☐ (5) 管理を行う公の施設の事業計画書(別添2)
- ☐ (6) 管理に係る収支計画書(別添3、3の1、3の2)
- ☐ (7) 法人又は団体の概要
- ☐ (8) 直近の決算報告書又は決算見込書
- ☐ (9) 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載された書類又はこれに相当する書類
- ☐ (10) 同種業務又は類似業務の運営管理の実績(別添4)

3 担当者連絡先

別添 1

令和 年 月 日

松 茂 町 長 殿

法人・団体名
法人・団体住所
代 表 者

松茂町児童クラブの指定管理者の募集に係る申込書類について、下記のとおり申し立てます。

記

- ☐ 以下の事項のいずれにも該当しない。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - (3) 法人等が破産法（平成16年法律第75号）、会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく手続きについて、申立てがなされている者
 - (4) 国税及び地方税を滞納している者
 - (5) 法人等及びその役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団をいう。）と関係がある者
 - (6) 労働基準法（昭和22年法律第49条）をはじめとする労働関係法令を遵守しない者
- ☐ 国税及び地方税の納税義務がない
(理 由)

※ 該当する項目にシ点を記入すること。

別添2

管理を行う公の施設の事業計画書

法人・団体名

1 施設の管理運営に係る基本方針等

(1)施設の管理運営に係る基本方針

(2)市民の平等な利用等の確保

※記載欄が足りない場合は、別紙として添付してください。（任意様式）

2 業務の具体的実施内容

(1)施設の現状分析と改善策

(2)学校、家庭、地域との連携について

(3)指定事業の実施計画

(4)自主事業の実施計画

(5)情報公開、個人情報保護対策

(6)苦情や要望等への対応方針

(7)防災、防犯等危機管理についての取組、考え方

(8)緊急時における連絡体制

※記載欄が足りない場合は、別紙として添付してください。(任意様式)

3 管理運営体制及び人員体制等

(1)職員配置計画及び雇用形態

- ① 組織表（任意様式）を添付してください。
- ② 別添3の2 人員配置計画表のとおり

(2)職員の確保計画

(3)職員の人材育成・研修方針

※記載欄が足りない場合は、別紙として添付してください。（任意様式）

管理に係る収支計画書

法人・団体名

1 総括表

(1) 収入の部

(単位：千円)

項 目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	合計
1. 指定管理料						
2. 児童クラブ利用料						
3. その他の収入						
収入合計(A)						

※ 詳細は収入内訳書に記載のこと。

(2) 支出の部

(単位：千円)

項 目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	合計
1. 人件費						
2. 事務費						
3. 施設管理費						
4. 指定事業費						
5. 自主事業費						
6. その他						
支出合計(B)						

※ 詳細は支出内訳書に記載のこと。

(3) 収支

項 目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	合計
収入合計						
支出合計						
収 支						

※ 消費税込みの金額を記載してください。

2 収支計算書の内訳

令和 年度（単年度）

①収入の部

区 分		金額（千円）	積算根拠
1. 指定管理料	小計		
2. 児童クラブ利用料	小計		
3. その他の収入	小計		
合 計			

②支出の部

区 分		金額（千円）	積算根拠
1. 人件費	小計		
	正規職員		別紙 人員計画表のとおり
	パート・アルバイト等		別紙 人員計画表のとおり
	その他		別紙 人員計画表のとおり
2. 事務費	小計		
3. 施設管理費	小計		
4. 指定事業費	小計		
5. 自主事業費	小計		
6. その他の経費	小計		
合 計			

※消費税込みの金額で記入してください。

※参考

人件費：職員給料、賃金、手当、社会保険料など

事務費：消耗品、食料費、印刷製本費、通信運搬費、損害保険料など

施設管理費：燃料費、光熱水費、修繕料、備品購入費、委託料など

※年度毎に金額が異なる場合は、すべての年度について作成してください。

別添3の2

3 人 員 配 置 計 画 表

職種(職名)	担当業務内容	資格、実務経験年数等	雇用形態			一週間の勤務時間	人件費 (千円)
			正規	パート アルバイト	その他		
人 件 費 合 計							

※人件費は、それぞれの職員の年間人件費見込額(法定福利費・手当等を含む一切のもの)で、その合計額は収支計画表の額と一致させてください。

放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善)に係る加算分は、人件費の積算には含まないものとします。(別途補助金を交付)

※職種(職名)については、施設を管理運営する上で必要と思われる役職(施設長、主任、支援員、事務(経理担当)など)を記載してください。

※資格、事務経験年数等は、配置を予定する職員を想定の上記入してください。(新規採用予定含む)

※雇用形態については、該当する欄に○を記入してください。その他の場合は具体的な雇用の形態を記入してください。

正規雇用とは、週40時間程度勤務し、貴団体が複数年にわたり雇用する職員とします。

パート、アルバイト職員は非常勤で臨時に契約する職員とします。

※欄が不足する場合は、複数枚数としてください。

別添4

同種業務又は類似業務の運営管理の実績

1 同種業務

	期間	施設名	業務内容	受託先名
1				
2				
3				

2 類似業務

	期間	施設名	業務内容	受託先名
1				
2				
3				

別添5

辞 退 届

令和 年 月 日

松 茂 町 長 殿

申請者	住所	
	名称	
	代表者氏名	印

(連絡先)
担当者氏名
電話番号
FAX 番号
メールアドレス

令和 年 月 日付で松茂町放課後児童クラブ指定管理者指定申請書を提出しましたが、辞退致します。

(辞退理由)

別添6

質 問 書

令和 年 月 日

松茂町役場 福祉課 行

松茂町放課後児童クラブ指定管理者募集要項にもとづき、次のとおり質問書を提出します。

法人等名			
住所			
電話番号		FAX 番号	
担当者名		メールアドレス	
項目	〔資料名〕 募集要項 ・ 仕様書 ・ その他 () 〔ページ ・ 項目〕		
質問内容			

※質問事項は、本様式 1 枚につき 1 問とし、簡潔に記載してください。

別添7

松茂町福祉課 宛

FAX 088-699-2141

メールアドレス fukushi@matsushige.i-tokushima.jp

施設見学会参加申込書

令和7年7月23日（水）開催の松茂町放課後児童クラブ指定管理者募集に関する施設見学会に申し込みます。

法人及び団体の名称	
所在地	
代表者名	
担当者氏名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	
参加人数	
参加者名 (参加者全員)	
備考	

※令和7年7月16日午後5時までに申し込んでください。(必着)